

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内 1 番 1 号
北九州市役所

目 次

告 示

ページ

Pollution Countermeasures of the City of Kitakyushu, Japan (英文公害対策史) の売払代金の収納事務の委託【環境局環境国際戦略室環境国際戦略課】	9 7 2
放置自転車の移動及び保管【建設局総務部管理課】	9 7 3
北九州市立長崎街道木屋瀬宿記念館における陳列品の観覧料の徴収事務の委託【市民文化スポーツ局文化スポーツ部長崎街道木屋瀬宿記念館】	9 7 6

公 告

道路位置の指定(第 7 5 4 2 0 1 号)【建築都市局指導部建築審査課】	9 7 7
道路法違反の物件の除却【建設局総務部管理課】	9 7 8
請負契約に係る共同企業体による一般競争入札の公告【契約室契約課】	9 7 9

上下水道局

北九州市上下水道局が発注する建設工事の請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【上下水道局総務経営部経営企画課】	9 8 1
北九州市上下水道局が発注する測量業務等の委託契約又は請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【上下水道局総務経営部経営企画課】	9 8 5
北九州市上下水道局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【上下水道局総務経営部経営企画課】	9 8 8

北九州市告示第137号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、Pollution Countermeasures of the City of Kitakyushu, Japan（英文公害対策史）の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成24年4月18日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社井筒屋	北九州市小倉北区船場町1番1号	平成24年4月10日から平成25年3月31日まで

北九州市告示第138号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第8号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年4月18日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
土曜日 午後1時から午後5時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、返還業務を行わない。
- 3 問合せ先
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市建設局総務部管理課（電話582-2271）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して6月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
JR小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	14台	平成24年3月6日	北九州市小倉北区青葉二丁目1番 青葉自転車保管所
	88台	平成24年	

		3月19日	
J R 西小倉駅周辺地区 自転車放置禁止区域	29台	平成24年 3月27日	
J R 南小倉駅周辺地区 自転車放置禁止区域	5台	平成24年 3月14日	北九州市小倉南区下城野一 丁目1番 下城野自転車保管所
モノレール徳力嵐山口 停留場周辺地区自転車 放置禁止区域	2台	平成24年 3月22日	北九州市小倉南区八重洲町 16番 八重洲自転車保管所
J R 下曾根駅周辺地区 自転車放置禁止区域	34台	平成24年 3月26日	
J R 朽網駅周辺地区自 転車放置禁止区域	3台	平成24年 3月12日	
若松渡船場周辺地区自 転車放置禁止区域	6台	平成24年 3月16日	北九州市若松区響南町8番 小石自転車保管所
J R 八幡駅周辺地区自 転車放置禁止区域	4台	平成24年 3月7日	北九州市八幡西区築地町1 0番 築地自転車保管所
J R 黒崎駅周辺地区自 転車放置禁止区域	15台	平成24年 3月21日	
J R 折尾駅周辺地区自 転車放置禁止区域	46台	平成24年 3月13日	北九州市八幡西区長崎町2 番
J R 本城駅周辺地区自 転車放置禁止区域	6台	平成24年 3月8日	
J R 九州工大前駅周辺	31台	平成24年	北九州市戸畑区三六町13

地区自転車放置禁止区域		3月23日	番 三六自転車保管所
J R 戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域	25台	平成24年 3月15日	

北九州市告示第139号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立長崎街道木屋瀬宿記念館における陳列品の観覧料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成24年4月18日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
北九州市立長崎街道木屋瀬宿記念館運営協議会 理事長 高宮歳継	北九州市八幡西区木屋瀬三丁目16番26号	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

北九州市公告第261号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を、次のとおり指定した。

平成24年4月18日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定年月日及び指定番号

平成24年4月18日 第754201号

2 申請者の住所及び氏名

東京都西東京市北原町三丁目2番22号

株式会社アーネストワン 代表取締役 西河洋一

3 指定した道路

道路の位置	道路の幅員 (m)	道路の延長 (m)
北九州市小倉南区徳吉西一丁目5 53番3	4.00~4.20	22.80

北九州市公告第262号

次の物件は、道路法（昭和27年法律第180号）第43条の規定に違反しているので、当該物件の所有者は、平成24年5月3日までに除却してください。

なお、上記の期日までに除却されない場合は、北九州市において除却します。

平成24年4月18日

北九州市長 北 橋 健 治

物件、形状及び数量		放置場所
物件	リビングソファ 2個	北九州市八幡西区沖田四丁目18番西側 北九州市道里中三ヶ森1号線
形状	①シングルソファ	
	幅 70cm	
	奥行 90cm	
	高さ 80cm	
	②コーナーソファ	
	幅 90cm	
	奥行 90cm	
	高さ 80cm	

北九州市公告第263号

共同企業体による一般競争入札により、麻生橋（小倉中間線）橋梁下部工工事（23-1）の請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年4月18日

北九州市長 北 橋 健 治

1 工事概要	工事名	麻生橋（小倉中間線）橋梁下部工工事（23-1）	
	工事場所	北九州市八幡西区大字畑	
	工事内容	下部工（A1、A2） 2基 側道（歩道）橋撤去 1式 仮設工 1式	
	工期	請負契約締結の日から平成25年3月31日まで	
	予定価格	3億8,823万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）	
	総合評価方式	適用する。	
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当すること。）	共同企業体の構成員の資格	登録	建設工事に有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
		登録工種	土木工事
		等級（注2）	A
		許可	土木工事業について特定建設業の許可（注3）を受けていること。
		実績	平成15年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した土木工事について、単体又は共同企業体の構成員として指名実績（基準適合型指名競争入札の指名実績を除く。）があること。
		その他	(1) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。 (2) 本件工事の設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がないこと。
共同企業体の結成基準	結成方式等	自主結成方式とし、構成員の数は2社とする。なお、構成員は、本件工事について結成された他の共同企業体の構成員でないこと。	
	出資比率	各構成員の出資比率は、100分の30以上であること。	
	代表構成員の条件	(1) 本店、支店又は営業所が北九州市内にあること。 (2) 平成23・24年度北九州市建設工事競争入札参加資格審査申請の際に提出した経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の「建設工事の種類」「010土木一式」の「総合評定値（P）」が1,100点以上であり、構成員中最大であること。 (3) 出資比率が構成員中最大であること。 (4) 本件土木工事に係る監理技術者（注4）（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。	
	代表構成員以外の構成員の条件	(1) 本店又は主たる営業所（注5）が北九州市内にあること。 (2) 本件土木工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）又は主任技術者（注6）（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。	
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市契約室契約課	
	期間	この公告の日から平成24年6月5日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで	
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	この公告の日から平成24年5月8日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで		
5 入札書の受付期間	(1) 平成24年5月17日及び同月18日 午前9時から午後7時まで		
	(2) 平成24年5月21日 午前9時から午後4時30分まで		
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市契約室契約課	
	日時	平成24年6月5日 午前9時	
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。	
	入札保証金	免除する。	
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。	
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。		
	(1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札		
	(2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札		
	(3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札		
9 その他	(1) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札		
	(1) 本件工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。		
	(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。		
	(3) この公告に関する問い合わせ先は、北九州市契約室契約課（電話 093-582-2256）とする。		
注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。			

- 注2 建設工事に資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。
- 注3 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく特定建設業許可をいう。
- 注4 建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。
- 注5 建設業法施行規則第6条に規定する主たる営業所をいう。
- 注6 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。

北九州市上下水道局公告第1号

平成24年度の随時受付を行うため、北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号。以下「規則」という。）第4条第3項（規則第11条において準用する場合も含む。）の規定により、北九州市上下水道局が発注する建設工事の請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

平成24年4月18日

北九州市上下水道局長 吉 田 一 彦

1 建設工事の種類

- (1) 土木工事
- (2) 港湾工事
- (3) 建築工事
- (4) 大工工事
- (5) 左官工事
- (6) とび・土工・コンクリート工事
- (7) 石工事
- (8) 屋根工事
- (9) 電気工事
- (10) 管工事
- (11) タイル・れんが・ブロック工事
- (12) 鋼構造物工事
- (13) 鉄筋工事
- (14) 舗装工事
- (15) しゅんせつ工事
- (16) 板金工事
- (17) ガラス工事
- (18) 塗装工事
- (19) 防水工事
- (20) 内装仕上工事
- (21) 機械器具設置工事
- (22) 熱絶縁工事

- (23) 電気通信工事
- (24) 造園工事
- (25) さく井工事
- (26) 建具工事
- (27) 水道施設工事
- (28) 消防施設工事
- (29) 清掃施設工事

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可を受けていない者
- (5) 建設業法第27条の23第1項に基づく経営に関する客観的事項の審査（経営事項審査）を受けていない者
- (6) 共同企業体でその構成員が前各号のいずれかに該当する者

3 申請の受付期間

平成24年4月2日から平成25年3月29日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成24年12月31日から平成25年1月3日までの日を除く。）の毎

日午前9時から午後5時まで

4 申請の受付方法

(1) 申請方法

インターネットに接続したコンピュータを使用しての電子申請とする。

(2) 提出書類

申請書を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。

ア 登記事項証明書

イ 経営規模等評価結果通知書の写し

ウ 技術者の資格者証の写し

エ 専任技術者証明書の写し

オ 使用印鑑届

カ 委任状

キ 建設業許可申請書別紙2の写し

ク 印鑑証明書

ケ 給与支払報告書（総括表）の写し

コ 工事用機械器具調書

サ 主観点による加点の辞退届

シ 北九州市内事業所等調書

ス 保有作業船調書

セ 鋼構造物工事関係調書

ソ ほ装工事関係機械調書

タ 小口径推進工事関係資料

チ 中・大口径推進工事関係資料

ツ 社会的責任・社会貢献関係資料

テ 北九州市税に係る納税証明書

ト 消費税及び地方消費税に係る納税証明書

ナ 労働保険料納入証明書

ニ 労働保険加入対象外届出書

ヌ 誓約書

(3) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載のものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 規則第12条第2項第2号の審査基準日

平成23年1月1日

- 6 競争入札参加資格の審査結果の通知
資格審査結果通知書により通知する。
- 7 競争入札参加資格の有効期間
規則第7条第1項（規則第11条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から平成25年5月31日まで
- 8 競争入札参加資格の有効期間の更新手続等
競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、平成24年12月に平成25・26年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。
- 9 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法
北九州市上下水道局総務経営部経営企画課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに契約室ホームページで公開する。
- 10 公告に関する問い合わせ先
北九州市上下水道局総務経営部経営企画課
北九州市小倉北区大手町1番1号
電話 093-582-3137

北九州市上下水道局公告第2号

平成24年度の随時受付を行うため、北九州市上下水道局測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第9号）第2条において準用する北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号。以下「規則」という。）第4条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市上下水道局が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査の申請方法を次のとおり公告する。

平成24年4月18日

北九州市上下水道局長 吉 田 一 彦

1 業務の種類

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係コンサルタント業務
- (3) 設備設計業務
- (4) 土木関係コンサルタント業務
- (5) 地質調査業務
- (6) 補償関係コンサルタント業務
- (7) 前各号に掲げる業務以外の調査、測定、コンサルタント業務

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(4) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とする資格を有しない者

3 申請の受付日時

平成24年4月2日から同年7月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請の受付方法

(1) 申請方法

インターネットに接続したコンピュータを使用しての電子申請とする。

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送信した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。

ア 登記事項証明書

イ 身分に関する証明書

ウ 申請業務に関する登録等の証明書

エ 申請業務に関する調書（その1）

オ 申請業務に関する調書（その2）

カ 申請業務に関する調書（その3）

キ 使用印鑑届

ク 委任状

ケ 印鑑証明書

コ 業務経歴書

サ 技術者経歴書

シ 北九州市内事業所等調書

ス 北九州市税に係る納税証明書

セ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書

ソ 誓約書

(3) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- 5 競争入札参加資格の審査結果の通知
資格審査結果通知書により通知する。
- 6 競争入札参加資格の有効期間
規則第7条第1項（規則第11条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から平成24年9月30日まで
- 7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続等
競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、平成24年6月に平成24・25年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。また、定時受付後の随時受付については、平成24年8月に公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。
- 8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法
北九州市上下水道局総務経営部経営企画課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに契約室ホームページで公開する。
- 9 公告に関する問い合わせ先
北九州市上下水道局総務経営部経営企画課
北九州市小倉北区大手町1番1号
電話 093-582-3137

北九州市公告第3号

平成24年度の随時受付を行うため、北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号。以下「規則」という。）第3条第3項（規則第9条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市上下水道局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約（工事請負及び工事に付帯するその他の契約を除く。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

平成24年4月18日

北九州市上下水道局長 吉 田 一 彦

1 物品等又は役務の種類

- (1) 印刷・写真
- (2) 事務用品
- (3) 機械器具
- (4) 自動車・船舶
- (5) 家具・装飾
- (6) 縫製・繊維製品
- (7) 薬品
- (8) 燃料
- (9) 教材・書籍・美術品
- (10) 建設資材
- (11) 農林・園芸
- (12) 日用品・雑貨・百貨
- (13) サービス

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(4) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とする資格を有しない者

3 申請の受付日時

平成24年4月2日から同年7月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
毎日午前9時から午後5時まで

4 申請の受付方法

(1) 申請方法

インターネットに接続したコンピュータを使用しての電子申請とする。

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送信した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。

ア 登記事項証明書

イ 身分に関する証明書

ウ 印鑑証明書

エ 使用印鑑届

オ 誓約書

カ 委任状

キ 北九州市税に係る納税証明書

ク 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの）

ケ 営業に関する許認可証の写し

コ 契約実績経歴書

サ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書

シ 社会的責任・社会貢献関係資料

(3) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

規則第6条第1項（規則第9条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から平成24年9月30日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続等

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、平成24年6月に平成24・25年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。また、定時受付後の随時受付については、平成24年8月に公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市上下水道局総務経営部経営企画課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに契約室ホームページで公開する。

9 公告に関する問い合わせ先

北九州市上下水道局総務経営部経営企画課
北九州市小倉北区大手町1番1号
電話 093-582-3137